

韮崎市民交流センターニコリ 会議室等キャンセルポリシー

指定管理者 株式会社まあめいく

利用許可済の会議室等の利用料金は、利用者の責によらない理由により利用することができなくなったとき、また、利用者が利用規約に定める日までにその利用の許可の変更または取消を申し出たとき等は返金が発生する場合があります。

返金については、以下の対応とします。

◆利用者の責によらない理由により利用することができなくなった場合

……利用料金全額を返金します。

ただし、このために生じる利用者のいかなる損害についても弊社は一切責任を負いません。

◆利用が変更または取消を申し出た場合

変更 変更前の利用料金に変更後の利用料金を超える場合はその差額を返金します。

ただし、利用時間を短縮する場合は、短縮する時間に相当する利用料金がキャンセル料の対象となります。

取消 利用料金全額を返金します。

全額がキャンセル料の対象となります。

ただし、次の基準のキャンセル料をお支払いいただきます。

ア) 利用許可日～利用日 1 か月前の前日……利用料金の 25%

イ) 利用日 1 か月前～利用日 7 日前の前日……利用料金の 50%

ウ) 利用日 7 日前～利用日当日……利用料金の 100%

利用料金には、設備使用料(「韮崎市施設予約システム」を利用の場合は有料オプション料金)を含みます。

(R8. 7. 1)